

職業紹介事業の運営に関する規定

事業所名 株式会社学情
東京本社

第1 求 人

- 1 本所は、職業安定法に定められた全職種(港湾運送業務と建設業務を除く)を対象とし、日本国内に限り、求人者の申し込みを受理します。
ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人者の申し込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来社できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メール、オンライン面談でも差し支えありません。
- 3 求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際、受付手数料はかかりません。紹介手数料は、有料職業紹介の届出をした範囲内において求人者と合意した金額とし、契約書または覚書等に定めるものとします。

第2 求 職

- 1 本所は、職業安定法に定められた全職種(港湾運送業務と建設業務を除く)を対象とし、日本国内に限り、求職者の申し込みを受理します。
ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申し込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。直接来所できないときは、専用の Web フォームからでも差し支えありません。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メー

ルの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめこれらの方法により明示を行います。

- 4 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 5 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 6 就職・転職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内離職（解雇された場合は除く）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は広告等により求人等に関する情報を提供するとき、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つことを厳守し、求人者、求職者等から当該情報について提供中止や内容の訂正依頼があった際は、正確な情報が記載されているかどうかの事実確認を速やかに行います。
また、求人者又は求職者に対しても定期的に当該情報が最新かどうかを確認し、当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、職業安定法に定められた全職種（港湾運送業務と建設業務を除く）です。
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

2024年10月1日
株式会社学情 エージェント事業部
梅村 勇磨